

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 要求水準書 令和7年4月1日改訂版	旧 要求水準書 令和6年4月1日版	変更理由
1	要求水準書	別紙3-5-2	2.放流水質基準 表 下水道法並びに水質汚濁防止法に基づく放流水質の法定基準及び県基準	仙塩浄化センター 項目 法定基準 県基準 大腸菌群数 [個/cm] - 30以下 大腸菌数 [CFU/ml] 800以下 - 県南浄化センター 項目 法定基準 県基準 大腸菌群数 [個/cm] - 30以下 大腸菌数 [CFU/ml] 800以下 - 鹿島台浄化センター 項目 法定基準 県基準 大腸菌群数 [個/cm] - 30以下 大腸菌数 [CFU/ml] 800以下 - 大和浄化センター 項目 法定基準 県基準 大腸菌群数 [個/cm] - 30以下 大腸菌数 [CFU/ml] 800以下 -	仙塩浄化センター 項目 法定基準 県基準 大腸菌群数 [個/cm] 3,000以下 30以下 県南浄化センター 項目 法定基準 県基準 大腸菌群数 [個/cm] 3,000以下 30以下 鹿島台浄化センター 項目 法定基準 県基準 大腸菌群数 [個/cm] 3,000以下 30以下 大和浄化センター 項目 法定基準 県基準 大腸菌群数 [個/cm] 3,000以下 30以下	法定基準の改正
2	要求水準書	別紙3-6-1	1.水質検査（法定検査） 1) 水質法定検査項目	番号 項目 単位 基準値 12 大腸菌数 CFU/ml 800以下	番号 項目 単位 基準値 12 大腸菌群数 個/m 3,000以下	法定基準の改正
3	要求水準書	別紙3-6-4	2) 精密試験	項目番号 試験項目 放流水基準値 (mg/L) 試験頻度 放流水 試験頻度 流入水 5 大腸菌群数 3,000個/cm以下 - 12回/年 6 大腸菌数 800CFU/ml 24回/年 - 7 n-ヘキサン抽出物質 24回/年 12回/年 ～ 43 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 100以下 24回/年 4回/年	項目番号 試験項目 放流水基準値 (mg/L) 試験頻度 放流水 試験頻度 流入水 5 大腸菌群数 3000個/cm以下 24回/年 12回/年 6 n-ヘキサン抽出物質 24回/年 12回/年 ～ 42 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 100以下 24回/年 4回/年	法定基準の改正